

車載用リチウムイオン蓄電池の取扱いについて

1 要望内容

要望内容（要望④）	関連する規定
<p>以下の要件を満たす電解液の量が指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池について、当該電池を複数置く場合にあっては、電池ごとの指定数量の倍数は合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ UN（※1）試験及びUNR-100（※2）の試験を満足している車載用リチウムイオン蓄電池・ 電池パック内の電池端子部は保護され、筐体で覆われていること・ 電池パック筐体が金属製で開放部がない製品であること・ 電池パック内の電解液は指定数量未満とする・ 貯蔵時の充放電は禁止とする・ 貯蔵の高さを3 m以下に制限する・ 航空輸送と同じくSOC30%以下での貯蔵とする	<p>出入口以外の開口部を有しない厚さ1.6mm以上の鋼板で造られた箱に電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を収納し、当該箱を複数置く場合にあっては、箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱う。（「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日付け消防危303号））</p>

※1 UN～国連協定規則

※2 UNR-100～電気自動車（EV）等に搭載されるリチウムイオン蓄電池の国連協定規則

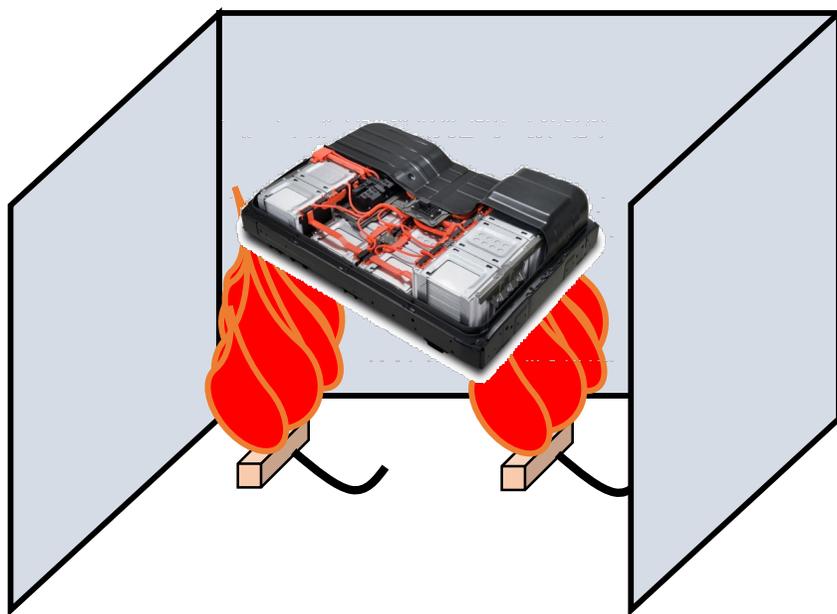
車載用リチウムイオン蓄電池

既存の車載用リチウムイオン蓄電池については、何らかの理由で内圧が高まった場合に破裂しないよう構造上弱い部分があり、また、厚さ1.6mm以上の金属製の筐体であるものはないことから、303号通知に該当するものはない。



2 検討の方向性

厚さ1.5mm以上の鉄製の防火戸については、建築基準法上の特定防火設備の一つとされていることを踏まえ、特定防火設備の大臣認定の際に行う試験と同等の試験を行い、車載用リチウムイオン蓄電池から火炎が噴出しないことを確認できれば、当該車載用リチウムイオン蓄電池を厚さ1.6mm以上の鋼板で造られた箱と同等見なすこととしてはどうか。



試験のイメージ